

報告1

地域医療支援病院の開設者の変更について

- ・埼玉県立循環器・呼吸器病センター . . . 1～ 6
- ・埼玉県立小児医療センター . . . 7～12

地域医療支援病院の開設者の変更について

1 医療機関

- (1) 名称 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
- (2) 開設者 地方独立行政法人埼玉県立病院機構（変更前：埼玉県知事）
- (3) 所在地 埼玉県熊谷市板井1696（北部保健医療圏）
- (4) 病床数 343床（一般病床292床、感染症病床21床、結核病床30床）
- (5) 診療科目 循環器内科、腎臓内科、心臓外科、血管外科、放射線科、呼吸器内科、緩和ケア内科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、麻酔科、病理診断科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、歯科、耳鼻いんこう科
- (6) 開設者変更に伴う再承認年月日 令和3年4月1日

2 承認要件への該当状況

(1) 開設主体〈医療法第4条第1項、H10.3.27厚告105〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
開設主体は、国、都道府県、市町村、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人地域医療機能推進機構等であること。	開設主体は、都道府県(※)である。	○

※地方独立行政法人法施行令第40条により、地方独立行政法人を都道府県とみなす。

(2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号前段、法第16条の2第1項第6号、規則第9条の16第6号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
次のいずれかの場合に該当していること。 ①紹介率が80%以上であること。 ②紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること。 ③紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること。	令和元年度実績 紹介率：91.1% 逆紹介率：93.1% ①に該当している。	○

- (3) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号後段、法第16条の2第1項第1号、規則第9条の16第1号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
医療機関の登録制度（利用医師等登録制度）を設けていること。	登録制度：有り 登録医療機関数：248施設	○
当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が、現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。	5割以上である (令和元年度共同利用実績延べ78件のうち、当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が延べ78施設)	○
共同利用のための病床として、必要病床数が確保されていること。	共同利用可能病床：6床	○

- (4) 救急医療を提供する能力を有すること。〈法第4条第1項第2号、法第16条の2第1項第2号、規則第9条の16第2号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されていること。	医療従事者の体制（夜間・休日） 医師7名、看護師3名、 薬剤師1名、放射線技師3名、 臨床検査技師1名	○
重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。	優先病床：4床	○
入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。	設置施設 集中治療室（ICU12床、 CCU11床、RCU8床）、 MRI室、CT室、血管造影室等 ※全て24時間使用可能	○
地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数が1,000以上であること。	令和元年度患者搬送実績 ：1,887人	○

- (5) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
 〈法第4条第1項第3号、法第16条の2第1項第3号、規則第9条の16第3号、
 H10.5.19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
病院内の研修全体についての教育責任者及び研修委員会を設置するとともに、地域の医療従事者も対象にした研修を主催していること。	教育責任者及び研修委員会：有り 令和元年度地域医療従事者向け 研修実績：49回	○
研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。	講堂 (主な設備) スクリーン、 プロジェクター、音響セット等	○



- (6) 厚生労働省令で定める病床数以上の病床を有すること。〈法第4条第1項第4号、
 規則第6条の2、H10.5.19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
200床以上の病床を有していること。	病床数：343床	○

- (7) 地域医療支援病院として必要な施設を有し、必要な記録を備えること。〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号～第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発 639〉

必要施設等	該当状況	適否
集中治療室		○

<p>化学、細菌 及び病理の 検査施設</p>	 <p>化学・細菌検査室</p>	 <p>病理検査室</p>	<p>○</p>
<p>病理解剖室</p>			<p>○</p>
<p>研 究 室</p>			<p>○</p>
<p>講 義 室</p>			<p>○</p>

<p>図 書 室</p>		<p>○</p>
<p>患者輸送用 自動車</p>	 <p>患者輸送用 1 台</p>	<p>○</p>
<p>医薬品情報 管理室</p>		<p>○</p>
<p>診療並びに 病院の管理 及び運営に 関する諸記 録</p>	<p>診療に関する諸記録並びに病院の管理及び運営に関する諸記録は、病院作成の「診療情報管理規程」に基づき、各種分類して保管している。</p>	<p>○</p>

(8) その他(地域医療支援病院の管理者の行うべき事項)〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号~第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19健政発639〉

必要事項	該当状況	適否
患者を紹介しようとする医師等に対して、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させること。	病院作成の「個人情報取扱規程」に基づき、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧できるようにしている。	○
患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。	患者相談のための相談室を設置しており、患者相談を行う者として、医療ソーシャルワーカー4名を配置している。 令和元年度患者相談実績：3,843件	○
紹介外来制を原則とすること。	紹介状を持たない患者に対しては、選定療養費(5,500円)を徴収しており、この旨の掲示やホームページ、広報紙などを通じて周知を行っている。	○

地域医療支援病院の開設者の変更について

1 医療機関

- (1) 名 称 埼玉県立小児医療センター
- (2) 開 設 者 地方独立行政法人埼玉県立病院機構（変更後：埼玉県知事）
- (3) 所 在 地 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2（さいたま保険医療圏）
- (4) 病 床 数 316床（一般病床316床）
- (5) 診療科目 小児科、心臓血管外科、脳神経外科、小児外科、整形外科、形成外科、移植外科、精神科、アレルギー科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科、麻酔科、小児歯科
- (6) 開設者変更に伴う再承認年月日 令和3年4月1日

2 承認要件への該当状況

- (1) 開設主体〈医療法第4条第1項、H10.3.27厚告105〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
開設主体は、国、都道府県、市町村、公的医療機関、医療法人、一般社団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人地域医療機能推進機構等であること。	開設主体は、都道府県(※)である。	○

※地方独立行政法人法施行令第40条により、地方独立行政法人を都道府県とみなす。

- (2) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号前段、法第16条の2第1項第6号、規則第9条の16第6号、H10.5.19健政発639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
次のいずれかの場合に該当していること。 ①紹介率が80%以上であること。 ②紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること。 ③紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること。	令和元年度実績 紹介率：89.7% 逆紹介率：43.3% ①に該当している。	○

- (3) 病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。〈法第4条第1項第1号後段、法第16条の2第1項第1号、規則第9条の16第1号、H10.5.19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
医療機関の登録制度（利用医師等登録制度）を設けていること。	登録制度：有り 登録医療機関数：8施設	○
当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が、現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。	5割以上である (令和元年度共同利用実績延べ55件のうち、当該病院の開設者と直接関係のない医療機関が延べ53施設)	○
共同利用のための病床として、必要病床数が確保されていること。	共同利用可能病床：6床	○

- (4) 救急医療を提供する能力を有すること。〈法第4条第1項第2号、法第16条の2第1項第2号、規則第9条の16第2号、H10.5.19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されていること。	医療従事者の体制（夜間・休日） 医師10名、看護師16名、 薬剤師1名、放射線技師2名、 臨床検査技師2名	○
重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。	優先病床：4床 専用病床：4床	○
入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。	設置施設 集中治療室（PICU14床、 NICU30床）、MRI室、 CT室、血管造影室等 ※全て24時間使用可能	○
地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された患者の数が1,000以上であること。	令和元年度患者搬送実績 ：2,352人	○

- (5) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
 〈法第4条第1項第3号、法第16条の2第1項第3号、規則第9条の16第3号、
 H10.5.19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
病院内の研修全体についての教育責任者及び研修委員会を設置するとともに、地域の医療従事者も対象にした研修を主催していること。	教育責任者及び研修委員会：有り 令和元年度地域医療従事者向け 研修実績：33回	○
研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。	研修用会議室2室 (主な設備)マイク、スクリーン、 プロジェクター、音響セット等	○




- (6) 厚生労働省令で定める病床数以上の病床を有すること。〈法第4条第1項第4号、
 規則第6条の2、H10.5.19 健政発 639〉

具体的な承認要件	該当状況	適否
200床以上の病床を有していること。	病床数：316床	○

- (7) 地域医療支援病院として必要な施設を有し、必要な記録を備えること。〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号～第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発 639〉

必要施設等	該当状況	適否
集中治療室		○

<p>化学、細菌 及び病理の 検査施設</p>			<p>○</p>
<p>病理解剖室</p>			<p>○</p>
<p>研 究 室</p>			<p>○</p>
<p>講 義 室</p>			<p>○</p>

<p>図 書 室</p>		<p>○</p>
<p>患者輸送用 自動車</p>	 <p>患者輸送用 3 台</p>	<p>○</p>
<p>医薬品情報 管理室</p>		<p>○</p>
<p>診療並びに 病院の管理 及び運営に 関する諸記 録</p>	<p>診療に関する諸記録並びに病院の管理及び運営に関する諸記録は、病院作成の「診療並びに病院の管理・運営にかかる諸記録管理マニュアル」に基づき、各種分類して保管している。</p>	<p>○</p>

- (8) その他（地域医療支援病院の管理者の行うべき事項）〈法第4条第1項第5号、第6号、法第16条の2第1項第4号、法第16条の2第1項第5号、法第21条第1項、法第22条、規則第9条の16第4号～第6号、規則第9条の17、規則第9条の18、規則第21条の5、規則第22条、H10.5.19 健政発 639〉

必要事項	該当状況	適否
患者を紹介しようとする医師等に対して、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させること。	病院作成の「病歴管理要綱」及び「診療並びに病院の管理・運営にかかる諸記録閲覧マニュアル」に基づき、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧できるようにしている。	○
者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。	患者相談のための相談室を設置しており、患者相談を行う者として、ソーシャルワーカー7名を配置している。 令和元年度患者相談実績：10,861件	○
紹介外来制を原則とすること。	紹介状を持たない患者に対しては選定療養費（5,500円）を徴収しており、この旨の掲示やホームページ、広報紙などを通じて周知を行っている。	○